

個別労働者派遣契約書（案）

株式会社 _____（以下「甲」という）と、株式会社 _____（以下「乙」という）は令和〇〇年〇〇月〇〇日付にて締結した「労働者派遣基本契約」に基づき個別派遣契約を下記のとおり締結する。

派遣先	(名称) (所在地) (電話)
就業の場所	(名称) (所在地) (電話)
組織単位	(組織の名称) (組織長の職名)
指揮命令者	(部署) (役職) (氏名)
業務の内容 責任の程度	
派遣人数	〇 名
派遣期間	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日
就業日	〇曜日、〇曜日、〇曜日、〇曜日、〇曜日
就業時間 (休憩時間)	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分 (休憩時間 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分 の〇〇分間)
時間外・就業日外労働	有 時間外労働：上記に定める就業時間外の労働は1日●時間、1ヶ月●時間、1年●時間の範囲内で命ずることができる。 就業日外労働：上記就業日外の労働は、1ヶ月●日の範囲内で命ずることができる。 ただし、乙が締結する36協定の範囲内（法定時間外：1日●時間、1ヶ月●●時間、1年●●時間、法定休日労働：月●回の範囲内）に限る。
派遣料金	甲は乙に対し、次の基本料金を支払う。 基本料金 月額 〇〇〇,〇〇〇円/一人（月●●●時間分相当（就業日労働分に限る）。ただし、1ヶ月の就業日における総実労働時間数が●●●時間に満たない場合であっても減額しない。なお、1ヶ月は毎月〇日から翌月〇日とする。）

追加料金	<p>甲は乙に対し、次のとおり、労働時間数に応じた追加料金を支払う。なお、1 か月は毎月〇日から翌月〇日とする。</p> <p>①就業日における時間外労働追加（派遣労働者ごとの1 か月の就業日における総実労働時間数が●●●時間を超える労働につき）</p> <p style="padding-left: 40px;">○,〇〇〇円/時間（1 か月の法定時間外労働60時間まで）</p> <p style="padding-left: 40px;">○,〇〇〇円/時間（1 か月の法定時間外労働60時間超に対して）</p> <p>②就業日外労働追加 ○,〇〇〇円/時間（就業日外労働に対して）</p> <p>③深夜労働割増追加 ○〇〇円/時間（午後10時～午前5時の労働に対して）</p> <p>（その他）</p> <p>出張手当</p> <p>出張旅費、宿泊旅費等</p>	
支払い方法	毎月〇日締め/翌月〇日支払い（翌月〇〇日までに甲に乙から請求書）	
派遣先責任者	<p>（部署） （役職）</p> <p>（氏名） （電話）</p>	
派遣元責任者	<p>（部署） （役職）</p> <p>（氏名） （電話）</p>	
苦情処理	派遣先申出先	<p>（部署） （役職）</p> <p>（氏名） （電話）</p>
	派遣元申出先	<p>（部署） （役職）</p> <p>（氏名） （電話）</p>
	苦情処理方法 連携体制等	<p>乙が苦情の申出を受けたときは、直ちに派遣元責任者に連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。</p> <p>甲が苦情の申出を受けたときは、直ちに派遣先責任者に連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。</p> <p>甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。</p>
中途解約に係る雇用安定措置	<p>① 甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得るとともに、30日以上前に乙に解除の申し入れを行うこととする。</p> <p>② 甲と乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、甲の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。</p> <p>③ 甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い乙が当該労働</p>	

	<p>者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、乙が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当相当額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申し入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について損害の賠償を行うこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、甲および乙の双方に責に帰すべき事由がある場合には、それぞれの責に帰すべき部分の割合について十分に考慮し協議のうえ適切な措置を講ずることとする。</p> <p>④ 甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、乙に対し解除理由を明らかにすることとする。</p>
安全衛生	<p>甲および乙は、労働者派遣法第44条から第47条の3までの規定により課せられた各法令を遵守し、自己に課せられた法令上の責任を負うものとする。</p> <p>なお、派遣就業中の安全衛生については、甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、乙の安全衛生に関する規定を適用することとする。</p>
甲が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	<p>労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を甲が雇用する場合には、その雇用意思を事前に乙に対して示すこと。また、職業紹介を経由して行うこととし、手数料として、甲は乙に対して、支払われた賃金額の●分の●に相当する額を支払うものとする。ただし、引き続き6ヵ月を超えて雇用された場合にあっては、6ヵ月の雇用に係る賃金として支払われた賃金額の●分の●に相当する額とする。</p> <p>※手数料支払いを定められるのは乙が職業紹介の許可を受けている場合のみ</p>
限定の有無	<p>無期雇用派遣労働者に限定しない</p> <p>60歳以上の者に限定しない</p> <p>協定対象派遣労働者に限定しない</p>
福祉増進のための便宜供与	<p>甲は、甲の労働者に対して利用の機会を与える〇〇については、派遣労働者に対しても利用の機会を与えるよう配慮しなければならないものとする。</p>
その他 (事業所単位抵触日等)	

本契約の成立を立証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自一通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(甲)
株式会社 ○〇〇〇
所在地
代表取締役 (印)

(乙)
株式会社 ○〇〇〇
所在地
代表取締役 (印)

(派遣元事業主許可番号 派 ー)

留意事項

1. 本個別労働者派遣契約書（案）は、当協会が労働者派遣契約書案の一つとして提案するものですが、派遣先と派遣元事業主との間の合意内容に応じて修正する必要があります。また、本個別労働者派遣契約書（案）を使用したことにより損害等が発生した場合であっても、当協会は何ら責任を負うものではありません。
2. 労働者派遣契約の締結に際し、労働者派遣法上定めなければならない事項があります（法第26条）。紹介予定派遣に係る契約の場合や業務内容によっては別途定めるべき事項がある等、本個別労働者派遣契約書（案）には定めのない事項を規定する必要があることがありますので、必ず法令等を確認の上ご利用ください。
3. 本個別労働者派遣契約書（案）では、派遣料金について以下の場合を想定した内容になっています。
 - ①基本料金は一人当たりの金額及びその想定労働時間数を設定する。基本料金の想定時間数は、契約で定めた就業日における月間所定労働時間数とする場合や一定の残業時間を含めた時間数とする場合が考えられる。ただし、1か月の就業日における総実労働時間数が基本料金の想定している労働時間数に満たない場合であっても基本料金は減額しない。
 - ②追加料金は、以下の場合に発生する。
 - ・就業日に時間外労働させた場合で、1か月間の就業日における総実労働時間数が基本料金の想定している労働時間数を超えたときに、その超過時間数に応じた金額
 - ・就業日外に労働させた場合に、その労働時間数に応じた金額
 - ・深夜時間帯（午後10時～午前5時）に労働させた場合に、その労働時間数に応じた金額なお、追加料金の場合の時間単価については、時間外・休日・深夜労働の割増賃金率を考慮した金額の設定が考えられます。本個別労働者派遣契約書（案）では、法定時間外労働時間数60時間までの場合、それを超える場合、就業日労働の場合、深夜労働の場合の時間単価を、それぞれ設定することを想定しています。